

平成21年8月4日

公正取引委員会事務総長
松山 隆英 殿

全国豆腐油揚商工組合連合会
全国豆腐油揚協同組合連合会
会長 岩本 定夫

不当廉売に対する独禁法の運用強化に関する要望について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、豆腐業界の最近の状況は、個人消費の落ち込みから豆腐需要は減少傾向にあり、かつ、取引先からの低価格納入要請が一段と強まるなど、豆腐事業者の多くは採算ギリギリの経営を余儀なくされております。

また、他方、一部のスーパー・量販店等では、コストを著しく下回る不当廉売的行為（例えば、絹ごし豆腐1丁5円）が行われており、当該地域の小規模な豆腐事業者は大きな痛手を受けております。

つきましては、こうした不当廉売的行為が各地に広がることのないよう改正独占禁止法の早期施行を図るとともに、下記の事項について特段の配慮を強く要望するものであります。

謹白

記

1. 不当廉売を未然に防止するため、公正取引委員会審査局の審査員の中から調査Gメンを設置すること。
2. 不当廉売の審査に当たっては、不当廉売行為のやり得をなくすため、より迅速に審査を実施し、その処理結果を通知すること。
3. 繰り返し行う不当廉売行為に対しては「注意」喚起にとどまらず、より実効ある措置を講ずること。

以上